

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会
研究開発評価部会の公開の手続きについて（案）

平成 23 年 7 月 7 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
研究開発評価部会決定

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究開発評価部会運営規則第 6 条に基づき、「科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究開発評価部会の公開の手続きについて」について、以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究開発評価部会（以下「研究開発評価部会」という。）の庶務担当部局（文部科学省科学技術・学術政策局 [科学技術・学術戦略官付（調査・評価担当）計画官付](#)（以下「[戦略官付計画官付](#)」という。））に登録する。
 - ② 基本的には先着順に傍聴者を決定する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし（撮影のために会議冒頭のみ入場する報道関係者を除く。）、開催前日 17 時までに研究開発評価部会の庶務担当部局（[戦略官付計画官付](#)）に登録する。
 - (3) 委員関係者、各府省関係者
委員関係者、各府省関係者については、開催前日 17 時までに研究開発評価部会の庶務担当部局（[戦略官付計画官付](#)）に登録する。

3. 会議の撮影、録画、録音について

(1) 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。

(2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

- ① 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
- ② スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
- ③ 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

(3) 部会の記録は、委員確認済みの議事録を以て公式の記録とする。

3.4. その他

- (1) 傍聴者が、会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、~~または会議を撮影、録画、録音~~する事を禁止する。
- (2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。
- (3) その他、詳細は部会長の指示に従うこととする。